



鳥取県公報

平成15年 3月28日(金)
号外第30号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 鳥取県の給与等の公表（職員課）..... 1

公 告

鳥取県の給与等の状況を次のとおり公表する。

平成15年 3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

鳥取県の給与等について

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成14年 3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A (全国平均)	平成12年度 の 人 件 費 率 (全国平均)
平成13年度	616,642人	457,597,564千円	5,210,714千円	109,542,576千円	23.9% (30.5)	23.3% (30.2)

(注) 1 実質収支とは、当該年度における剰余金である。

2 人件費とは、職員給与費、職員共済費及び特別職の報酬等である。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B / A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成14年度	11,902人	48,474,752千円	9,251,601千円	19,806,029千円	77,532,382千円	6,514千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は、平成15年 2月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成14年 4月 1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小 ・ 中 学 校 教 育 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	332,256円	407,602円	40.2歳	375,546円	495,855円	43.8歳	375,464円	418,484円	41.7歳
国	332,052円		40.4歳	351,244円		41.9歳	384,729円		40.3歳

区 分	高等学校教育職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	377,801円	425,266円	41.6歳	339,838円	380,056円	43.3歳
国	408,973円		42.2歳	290,731円		48.8歳

(注) 平均給与月額とは、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額である。

4 職員の初任給の状況(平成14年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県		国	
		初 任 給	採用2年後	初 任 給	採用2年後
一般行政職	大学卒	167,424円	181,344円	174,400円	188,900円
	高校卒	136,224円	145,728円	141,900円	151,800円
警 察 職	大学卒	182,400円	206,496円	190,000円	207,500円
	高校卒	153,792円	174,048円	160,200円	174,100円
小・中学校 教 育 職	大学卒	187,488円	201,696円	195,300円	210,100円
	高校卒	144,576円	157,824円	150,600円	164,400円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	187,488円	201,696円	195,300円	210,100円
	高校卒	144,576円	157,824円	150,600円	164,400円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成14年4月1日現在)

区 分	経験年数	10 年	15 年	20 年	30 年	40 年 (大卒は35年)
		一般行政職	大学卒 278,206円	323,168円	383,931円	440,788円
	高校卒	219,080円	279,449円	327,842円	408,680円	458,365円
警 察 職	大学卒	- 円	318,962円	377,630円	458,068円	- 円
	高校卒	243,713円	289,261円	339,380円	434,023円	479,908円
小・中学校 教 育 職	大学卒	309,183円	355,721円	390,528円	461,198円	486,229円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	320,994円	363,373円	402,064円	474,679円	485,619円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	471,834円
現 業 職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	218,975円	276,492円	314,865円	395,190円	448,220円

(注) 経験年数とは、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況(平成14年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務内容	主事及び技師	主事及び技師	主事及び技師	係長、主任、主事及び技師	係長及び主任	課長補佐、係長及び主任	課長補佐及び主査	課長及び主査	課 長	次 長	部 長	
職 員 数	52人	237人	335人	329人	626人	598人	389人	312人	62人	37人	13人	2,990人
構 成 比	1.8%	7.9%	11.2%	11.0%	20.9%	20.0%	13.0%	10.4%	2.1%	1.3%	0.4%	100.0%
1年前の構成比	1.2%	6.7%	12.6%	11.3%	21.7%	18.3%	13.0%	11.1%	2.6%	1.1%	0.4%	100.0%

5年前の構成比	2.0%	10.0%	12.9%	14.5%	16.9%	18.2%	12.3%	9.8%	2.0%	1.0%	0.4%	100.0%
---------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	------	--------

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分	全 職 種	一般行政職	警 察 職	小・中学校 教 育 職	高 等 学 校 教 育 職	現 業 職		
							職 員 数 A	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B
平成13年度	職 員 数 A	11,569人	3,010人	1,147人	3,688人	1,666人	426人	
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	2,268人	641人	329人	596人	344人	78人	
	比 率 B / A	19.6%	21.3%	28.7%	16.2%	20.6%	18.3%	
平成12年度	職 員 数 A	11,673人	3,003人	1,133人	3,741人	1,700人	454人	
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	2,862人	1,084人	301人	436人	367人	157人	
	比 率 B / A	24.5%	36.1%	26.6%	11.7%	21.6%	34.6%	

(注) 「昇給期間の短縮」とは、職員の勤務成績が特に良好である場合に行っている特別昇給等により昇給期間を短縮することをいう。

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県			国		
期 末 手 当 勤 勉 手 当	(平成14年度支給割合)			(平成14年度支給割合)		
	6月期	1.45月分 (1.25)	0.6月分 (0.8)	6月期	1.45月分 (1.25)	0.6月分 (0.8)
退 職 手 当	(支給率)			(支給率)		
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
調 整 手 当	支給対象地域(支給対象機関等)			特別区(東京事務所)	大阪市(大阪事務所)	異動保障
	支給率			12%	10%	1~12%

平成14年4月1日現在	支給対象職員数		24人	11人	59人
	国の制度(支給率)		12%	10%	1~12%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成13年度)		452,763円		
特殊勤務手当 (平成13年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合		36.3%		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		78,942円		
	手当の種類(手当数)		55		
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護等手当、医療業務手当、犯罪捜査作業手当、教育業務連絡指導手当及び教員特殊業務手当		
多くの職員に支給されている手当		教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当、教員特殊業務手当、犯罪捜査作業手当及び夜間特殊業務手当			
時間外勤務手当	平成13年度	支給総額	2,416,837千円		
		職員1人当たり支給年額	209千円		
	平成12年度	支給総額	2,338,115千円		
		職員1人当たり支給年額	200千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成13年度に退職した警察職及び教育職を除く一般職員に支給された平均額である。

(平成14年4月1日現在)

区分	内 容		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
	対象職員	支給月額			
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者	16,000円	同じ	
		配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円		
		扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円		
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円		
		その他の者	3,000円		
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算		
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	異なる	(国の制度) 自宅居住者 新築又は購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円
		自宅居住者	2,500円		
		単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額		
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	交通機関等利用者	運賃等の額が45,000円以下の者……運賃等の額 運賃等の額が45,000円を超える者…………… 45,000円+(運賃等の額-45,000円)×1/2 <最高限度額 50,000円>	異なる	(国の制度) 自動車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円~20,900円を支給
		自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給		
		公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算		

9 特別職の報酬等の状況(平成14年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当(平成14年度支給割合)	
知 事	1,195,050円		
副 知 事	934,650円	6月期	1.45 月分
出 納 長	785,850円	12月期	1.55 月分
議 長	892,800円	3月期	0.5 月分
副 議 長	784,900円	計	3.5 月分
議 員	741,000円		

10 職員数の状況

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)及び鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)で上限を定めています。

これに加えて、平成14年度からは、雇用のためのニューディール政策の一環として、地方機関、教育現場等これまで十分に対応ができなかった課題等を抱えている部署に職員を増員し、配置することとしました。

職員を増員し、配置する期間は、平成14年度から平成19年度までの6年間としており、増員数の上限は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)で定めています。

雇用のためのニューディール政策の実施により、職員数を前年より増加するとともに、併せて効率的かつ機能的に業務ができるよう組織体制及び職員の配置の見直しも行っています。

(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

区 分		職 員 数				
部 門		平 成 10 年	平 成 11 年	平 成 12 年	平 成 13 年	平 成 14 年
一 般 行 政 部 門	総 務 企 画	448(29)	455(7)	480(25)	504(24)	529(25)
	税 務	119(0)	117(2)	113(4)	111(2)	112(1)
	民 生	486(3)	485(1)	475(10)	477(2)	474(3)
	衛 生	365(5)	361(4)	363(2)	363(0)	369(6)
	商 工	159(9)	156(3)	156(0)	159(3)	166(7)
	労 働	49(0)	49(0)	52(3)	49(3)	47(2)
	農 林 水 産	1,016(4)	1,003(13)	969(34)	939(30)	918(21)
	土 木	707(3)	696(11)	688(8)	670(18)	681(11)
	議 会	21(1)	21(0)	23(2)	23(0)	23(0)
各 種 委 員 会	36(0)	37(1)	38(1)	39(1)	39(0)	
計		3,406(28)	3,380(26)	3,357(23)	3,334(23)	3,358(24)
特 政 別 部 行 門	教 育	6,234(29)	6,196(38)	6,134(62)	6,047(87)	6,064(17)
	警 察	1,347(3)	1,349(2)	1,354(5)	1,368(14)	1,370(2)
	計	7,581(26)	7,545(36)	7,488(57)	7,415(73)	7,434(19)
普 通 会 計 計		10,987(54)	10,925(62)	10,845(80)	10,749(96)	10,792(43)
公 会 営 計 企 業 部 門 等	病 院	730(0)	726(4)	728(2)	722(6)	725(3)
	企 業	72(1)	72(0)	73(1)	72(1)	72(0)
	県 営 林	17(0)	17(0)	17(0)	16(1)	16(0)
	水 産 施 設	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)
	下 水 道	6(0)	6(0)	6(0)	6(0)	6(0)
	計	830(1)	826(4)	829(3)	821(8)	824(3)
合 計		11,817(55)	11,751(66)	11,674(77)	11,570(104)	11,616(46)

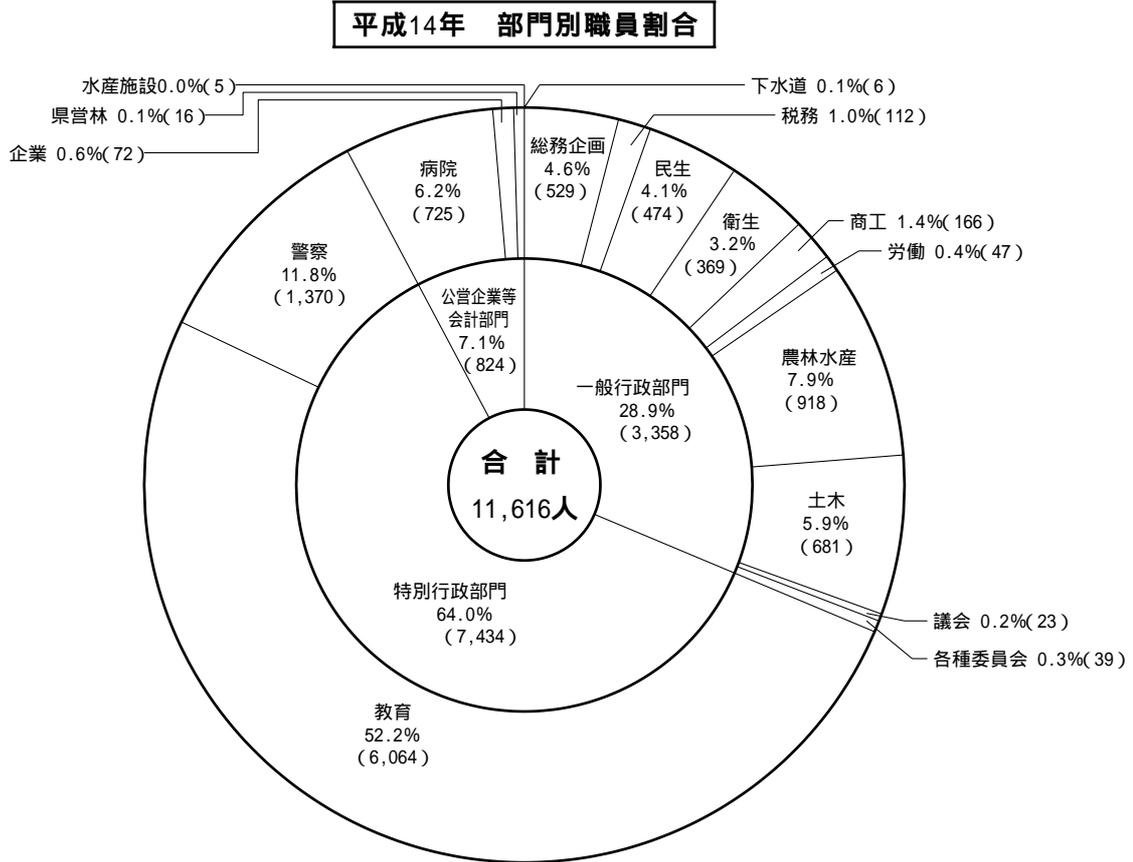
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 ()内は、対前年の増減数である。

3 教育部門には、教育長を含む。

平成14年の状況を部門別にみると、教育部門が最も多くなっていますが、これは県立の高等学校等の教員だけでなく、法律によって市町村立の小中学校の教員の給与を県が負担するようになってきていることによります。

また、一般行政部門の内訳をみると、現場の第一線で働く技術職員を多く配置していることから農林水産部門及び土木部門の職員数割合が高くなっています。



(2) 部門別職員数の増減状況と主な増減理由 (平成14年4月1日現在)

部	門	増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	総務企画	25	公社・事業団等派遣職員の減等、国民文化祭準備業務の増等 日野総合事務所への窓口設置による増等 積善学園の組織体制見直しによる減等、施設改築業務の増等 試験検査の集中化による減等、研究機能の充実強化による増等 公社・事業団等派遣職員の減等、産学官連携推進体制の強化による増等 庶務業務一元化による減等、雇用関連業務の増等 地方農林振興局内部組織体制見直しによる減等、経営支援体制の強化による増等 道路維持補修業務の委託による減等、姫路鳥取線用地取得業務の増等
	税務	1	
	民生	3	
	衛生	6	
	商工	7	
	労働	2	
	農林水産	21	
	土木	11	
	議会	0	
	各種委員会	0	
	計	24	
特 政 部 門	教 育	17	児童・生徒数の減少に伴う減等、教職員研修の充実による増等 欠員補充による増等
	警 察	2	
	計	19	
普 通 会 計 計		43	
公 会 計	病 院	3	業務の民間委託による減等、医療体制強化による増等
	企 業	0	
	県 営 林	0	

企業部門等	水産施設 下水道	0 0
	計	3
合	計	46

